

東浦町公告

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を実施する。

令和8年9月4日

東浦町長 日 高 輝 夫

1 入札に付する事項

工 事 名	配水支管布設替工事（8－2工区）（週休2日）	
工 事 場 所	東浦町大字緒川字東仙台地内	
工 種	水道施設工事	
工 期	契約締結日の翌日から160日間	
工 事 概 要	町道緒川新田162号線始めに係る工事 1 工事延長 436.2m 2 工事内容 配水管布設工 （1）水道配水用ポリエチレン管 口径100mm/75mm/50mm 延長201.6m/228.7m/5.9m （2）仕切弁 口径100mm/75mm 4基/4基 （3）泥吐弁 口径50mm 2基	
入 札 方 式	電子入札 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により入札を行う。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 予定価格を事前公表した場合に限り、入札の回数は、1回とする。 入札書に記載する入札金額に対応した入札金額積算内訳書を提出すること。	
予 定 価 格	事後公表	
低 入 札 価 格 調 査 基 準 価 格 の 有 無	有	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	該当	

2 入札に参加する者に必要な資格

建設業の許可	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する水道施設工事業の建設業許可があること。
所在地	公告日以前において、当該年度の東浦町入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に工種を水道施設工事で登載され、かつ、東浦町内に本店又は従業員を常勤させている営業所（建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所であって、本店以外のものをいう。）が登載されていること。
経営審査事項の総合評価値	一般競争入札参加申込書の提出時において、資格者名簿で水道施設工事業の総合数値（審査基準日が入札参加資格申請時の要件に当てはまる経営審査事項の総合評価値）が 500 点以上であること。
営業年数	契約を締結する本店又は営業所の営業年数が公告日までに 3 年以上あること。
技術者の配置	建設業法第 26 条に規定する技術者を配置できること。 この場合において、契約金額が 4,500 万円以上の工事（当該工事が建築一式工事である場合においては、契約金額が 9,000 万円以上のもの）については、同条に規定する専任の技術者（営業所の専任技術者を除く。）を配置できること。 また、配置予定の技術者は所属建設業者と一般競争入札参加申込書の提出があった日以前に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
工事実績	・東浦町内に本店を有する者 国、地方公共団体が発注した工事で、平成 28 年度以降に元請として水道施設工事業の完了・引き渡した施工実績があること。 ・東浦町内に本店を有しない者 国、地方公共団体が発注した工事で、平成 28 年度以降に元請として本工事と同程度以上（契約金額 3,500 万円以上）の水道施設工事業の施工実績があること。
その他	この公告の日から落札決定までの間、東浦町入札参加資格停止取扱要領の規定に基づく指名停止処分を受けていないこと。 この公告の日から開札の日までの期間において、「東浦町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 2 月 14 日付け愛知県半田警察署長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 総合評価に関する事項

（1）落札者決定の方式について

入札参加者は、「価格」並びに「企業の技術力」、「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度・地域貢献度」をもって入札に参加するものとし、その入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高いものを落札者とする。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \} \times 10,000,000$$

なお、入札価格は、各入札者の入札金額とする。

イ 評価点の配点

標準点及び加算点の配点は、次のとおりとする。

- ・標準点 100点
- ・加算点 35点

ウ 加算点は、次の評価項目について評価を行う。

- A 企業の技術力
- B 配置予定技術者の能力
- C 地域精通度・地域貢献度

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分

A 企業の技術力 (13点)

評価項目	点	評価基準及び配点					
ア 水道施設工事の施工実績（過去15年：平成23年度から令和7年度に完了） ※1	5	対象工事 5件以上 5	対象工事 4件 4	対象工事 3件 3	対象工事 2件 2	対象工事 1件 1	左記 5項目 以外 0
イ 過去3年間（令和5年度から令和7年度完了完了）の東浦町発注工事の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点 ※2	5	点>86 5	86≥点 >85 4	85≥点 >84 3	84≥点 >83 2	83≥点 >82 1	該当なし 0

ウ 過去3年間（令和5年度から令和7年度完了）の東浦町発注工事の工事成績評定点の80点以上の件数 ※3	2	対象工事2件以上 2	対象工事1件 1	左記2項目以外 0
エ IS09001認証取得の有無 ※4	1	IS09001認証有 1	左記項目以外 0	

※1 国又は地方公共団体が発注した工事の元請として、水道施設工事で配水管布設延長が300m以上（仮設配水管部分は除く。）のもの。

※2 過去の元請としての東浦町発注工事のうち、水道施設工事に関する工事成績評定点を対象とする。
なお、各年度最上位の平均点の算出に当たり、実績のない年度については、工事成績評定点を各年度最上位成績の内最下位成績「令和5年度は82点、令和6年度は81点、令和7年度は83点」を評定点とみなして計算すること。

※3 対象工事は、東浦町が発注した工事の元請として、水道工事に関する工事成績評定点とする。ただし、過去の元請としての東浦町発注工事成績が無い場合は、0点とする。

※4 契約営業所が認証取得していること。

B 配置予定技術者の能力（9点）

評価項目	点	評価基準及び配点			
ア 水道施設工事の施工実績（過去15年：平成23年度から令和7年度に完了） ※1、※2、※4	3	対象工事3件以上 3	対象工事2件 2	対象工事1件 1	左記3項目以外 0
イ 過去5年間（令和3年度から令和7年度完了）の東浦町発注工事の工事成績評定点の最上位成績点 ※2、※3、※4	2	点>88 2	88≧点>83 1	83≧点 0	
ウ 技術者の資格 ※5	2	一級土木施工管理技士又は同等の資格 2	二級土木施工管理技士又は同等の資格 1	左記2項目以外 0	
エ 救命講習修了者配置の有無 ※6	2	上級救命講習修了者を配置 2	普通救命講習修了者を配置 1	左記2項目以外 0	

- ※1 国又は地方公共団体が発注した工事の元請として、水道施設工事で配水管布設延長170m以上（仮設配水管部分は除く。）のもの。
- ※2 配置予定技術者が行った工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事した実績とする。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限る。
- ※3 対象工事は、東浦町が発注した工事の元請として、水道施設工事に関する工事成績評定点の最上位成績点とする。ただし、過去の元請としての東浦町発注工事成績が無い場合は、0点とする。
- ※4 アとイの実績は同一人のものであること。入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とするすべての配置予定技術者について資料に記入すること。なお、その評価には、アとイの加算点の合計が最も低い候補者のものを使用する。
- ※5 一級土木施工管理技士と同等の資格とは、水道施設工事において、監理技術者となりうる国家資格とする。また、二級土木施工管理技士と同等の資格とは、水道施設工事業において主任技術者となりうる国家資格とする。
- 左記2項目以外とは、建設業法第7条第2号イ又はロに該当するものとする。なお、該当する資格が複数ある場合においても、審査し加点する資格は1つとする。
- ※6 救命講習修了証の交付年月日は、公告日から過去3年以内とする。

C 地域精通度・地域貢献度（13点）

評価項目	点	評価基準及び配点			
ア 東浦町内での拠点の有無 ※1	2	本店有 2	従業員を常勤 させている 営業所有 1	左記項目以外 0	
イ 東浦町水道事業 と災害協定締結の有無	1	災害協定締結有 1		左記項目以外 0	
ウ 東浦町水道事業 と漏水対応待機業務 委託契約締結の有無 (令和7年度)	1	単価契約締結有 1		左記項目以外 0	
エ 東浦町公共施設 アダプトプログラムの 活動実績の有無（令 和7年度） ※2	1	活動実績有 1		左記項目以外 0	
オ 愛知県ファミリ ーフrendリー企業 登録の有無	1	企業登録有 1		左記項目以外 0	
カ 障害者の雇用状 況(令和7年度) ※3	1	法定雇用率達成有 1		左記項目以外 0	

キ 若手雇用実績の有無(過去2年間) ※4	1	若手社員の雇用有 1		左記項目以外 0	
ク 災害時事業計画継続(BCP)の策定状況 ※5	1	策定有 1		左記項目以外 0	
ケ 健康経営・健康づくりへの取組み(令和7年度)	2	健康経営優良法人認定有 2	健康宣言有 1	左記項目以外 0	
コ 休み方改革への取組実績(水道施設工事) ※6、※7	2	完全週休2日制工事の取組証1件あたり 2	月単位の週休2日制工事の取組証1件あたり 1	通期の週休2日制工事の取組証1件あたり 0.5	左記項目以外 0

※1 従業員を常勤させている営業所とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所であって、本店以外のものをいう。

※2 東浦町が行っている活動を対象とし、提出資料は年間活動報告書とする。

※3 法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「雇用促進法」という。)第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で令和7年6月1日の障害者雇用状況報告書で確認する。

雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、実際に1人以上雇用していれば加点する。

※4 公告日から遡って過去2年間に、正規社員(29歳以下)を新たに雇用した場合の実績(日付については、労働条件通知書等の日付で判断する。)とし、落札者決定時点で、その正規社員の雇用が継続していること。ただし、同一企業での再雇用は認めない。

また、正規社員の雇用時の住所と落札者決定時点の住所が異なる場合は、落札者決定時点の住所で判断する。

※5 契約営業所が策定していること。(当該契約営業所の内容を含んだ計画を当該契約営業所の本店が策定している場合は可とする。)災害時事業計画強化計画についても「策定有」とします。

※6 東浦町週休2日制工事に係る取組実績を対象とし、各工種ごとの東浦町週休2日制工事取組証の有無を確認する。

※7 東浦町週休2日制工事取組証が複数ある場合は各評価点の合計とし、上限2点までとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

場所	期間
東浦町 総務部 行政課	令和8年9月4日(金)から 令和8年9月18日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで
あいち電子調達共同システム 入札情報サービス	令和8年9月4日(金)から 令和8年9月18日(金)まで

5 設計図書の閲覧

閲覧場所	閲覧期間
東浦町 総務部 行政課	令和8年9月4日（金）から 令和8年9月18日（金）までの土曜日、日曜日及び休日 を除く午前9時から午後4時まで
あいち電子調達共同システム 入札情報サービス→入札公告	令和8年9月4日（金）から 令和8年9月18日（金）まで

6 入札参加申込期間

提出期間	令和8年9月4日（金）から 令和8年9月15日（火）まで 電子調達システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8 時から午後8時まで
提出方法	電子調達システムにより、上記「2入札に参加する者に必要な資格 技 術者の配置及び工事实績」に該当する事項を入力し、入札情報サービス に掲載している「資格確認申請事項（様式第1）」を添付ファイルとして 送信する。

（1）必要な書類

ア 東浦町建設工事事後審査型制限付一般競争入札取扱要領（様式第1）の資格確認申請事項

イ 加算申告表

※記載内容を省略したい方は、参加申込時点では「工事名、発注機関、契約金額」のみを入力してく
ださい。落札候補者になった時点で必要事項をすべて入力し、紙面により書類を提出してください。

（2）加算申告書の留意事項

入札参加者の申告した加算点が、発注者が審査書類を確認した結果の加算点より過大となる評価項
目がある場合は、下記の計算式によりその評価項目の加算点を見直します。

ただし、入札参加者の申告した加算点が、発注者が審査書類を確認した結果の加算点より過小とな
る評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

見直し後の加算点

＝発注者が審査書類を確認した結果の加算点×2－入札参加者が申告した加算点

7 質疑の提出

提出期間	令和8年9月4日（金）から 令和8年9月15日（火）まで ただし、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで
提出場所	東浦町 総務部 行政課

※ 設計図書等に対する質疑の提出は、書面（メール可）により行うこと。

8 入札書の提出期間

提出期間	令和8年9月17日（木）午前9時から 令和8年9月18日（金）午後4時まで
------	--

	電子調達システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで
提出方法	電子調達システムにより、入札書に必要な事項を入力し、入札情報サービスに掲載している積算内訳書を添付ファイルとして送信すること。 ※積算内訳書に記載しているすべての項目に金額を記入してください。

9 開札の日時及び場所

日	時	令和8年9月24日（木）午前10時10分
場	所	東浦町 総務部 行政課

10 落札者の決定方法

- (1) 評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び評価項目の内容を確認した上で落札者とする。ただし、低入札価格調査基準価格未満で入札した者は、落札決定を保留し、期限を定めて調査を行うものとする。
- (2) 落札候補者は、開札日の翌日の正午までに次のとおり書類を提出すること。提出された書類の審査を行った後、落札者の決定をする。
ただし、低入札価格調査基準価格を下回る入札が複数ある場合、最低の価格をもって入札した者でない者にも、事後審査に必要な書類を求め、低入札価格に関する調査を行ったのち落札者を決定する。

落札候補者 提出書類	入札に参加する者に必要な資格に関する提出書類
	① 東浦町建設工事事後審査型制限付一般競争入札取扱要領（様式第1）の資格確認申請事項の記載内容の確認に必要な書類 ・ 工事の施工実績（コリンズの工事カルテの写し等） ・ 配置予定技術者の施工経験（コリンズの工事カルテの写し等） ・ 配置予定技術者に係る法令による免許等の写し（技術者資格者証等） ・ 配置予定技術者の3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し（雇用契約書の写し等） ・ 営業所の専任技術者が確認できる書類の写し - ア 建設業許可申請書 様式第一号（第二条関係） - イ 建設業許可申請書 別紙二 - ウ 建設業許可申請書 別紙四 又は 専任技術者証明書（新規・変更） 様式第八号（第三条関係） （国又は都道府県に届け出ている最新の写しを添付すること。ただし受付機関の受付印の押印が確認できること。また、営業所の専任技術者の住所が確認できる書類の写し（監理技術者資格者証又は運転免許証等）を添付すること。） ② 営業年数が3年以上あることが確認できる書類の写し（過去3年分の

	契約書の写し等)
	評価項目に関する提出書類
	① 東浦町建設工事事後審査型制限付一般競争入札取扱要領（様式第1）の資格確認申請事項の評価項目の確認に必要な書類 ・工事の施工実績（コリンズの工事カルテの写し等） ② ISO9001の証明書類（確認できるものの写し） ③ 技術者の資格証の写し ④ 救命講習修了証の写し ⑤ 災害協定書締結の証明書類（確認できるものの写し） ⑥ 漏水対応待機業務委託契約締結の証明書類（確認できるものの写し） ⑦ 東浦町公共施設アダプトプログラム年間活動報告書の写し ⑧ 愛知県ファミリーフレンドリー企業登録証の写し ⑨ 障害者雇用状況報告書の写し ⑩ 若手社員を新たに雇用した実績（労働条件通知書等の写し） ⑪ 災害時事業継続計画の写し※ ⑫ 健康経営優良法人認定又は健康宣言に係る認定証等の写し ⑬ 東浦町週休2日制工事取組証
提出場所	東浦町 総務部 行政課
提出期限	開札日の翌日の正午まで

※災害時事業継続計画については、行政課にて毎年度登録し、登録した年度中は提出不要。
 ただし、同年度中に内容修正及び計画の廃止を行った場合は適宜報告をすること。
 なお、登録は落札候補者決定の事後審査資料提出時に行うことができるほか、随時行政課にて受付可。

11 その他

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約金額が500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上（千円未満切上）の契約保証金が必要となる。
- (3) 東浦町工事等入札者心得書第13条及び東浦町財務規則(昭和54年東浦町規則第3号)第104条（入札の無効）に該当する入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。
- (6) 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (7) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (8) 提出された書類の内容に関し、電話等でヒアリングをする場合がある。
- (9) 評価点は、入札執行結果と合わせて公開する。

- (10) 提出した申請書及び資料に虚偽の記載等があることが判明した場合は、入札をさせず、契約を締結せず若しくは契約を解除する。
- (11) 入札参加者は、東浦町電子入札取扱要領、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約、東浦町工事等入札者心得書、東浦町総合評価落札方式取扱要領、監理技術者制度運用マニュアル及び東浦町特定建設工事共同企業体取扱要領を熟読し、公正かつ適切に入札に参加すること。
- (12) 低入札価格調査基準価格を下回る入札が複数ある場合、最低の価格をもって入札した者でない者にも、事後審査に必要な書類を求め、低入札価格に関する調査を行うことがある。
- (13) 本工事、「配水支管布設替工事（８－１工区）（週休２日）」は分割工事であるため、２つの工事の内、落札者となれるのは１つの工事のみとする。
落札者の決定は、「配水支管布設替工事（８－１工区）（週休２日）」、本工事の順に行うので、「配水支管布設替工事（８－１工区）（週休２日）」の落札者となった時点で、本工事の入札書は無効とする。

12 問い合わせ

（１）入札全般に関すること

東浦町 総務部 行政課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

Tel : 0562-83-3111 内線 232・233

E-mail : gyosei@town.aichi-higashiura.lg.jp

（２）工事内容に関すること

東浦町 インフラ整備部 水循環管理課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

Tel : 0562-83-3111 内線 132

E-mail : mizu@town.aichi-higashiura.lg.jp